


# 特定生産緑地の指定について

## 特定生産緑地とは

- 生産緑地は、都市計画決定から30年が経過する申出基準日（以下「申出基準日」という。）以後、所有者が、市長にいつでも買取申出をすることができるようになり、都市計画上、不安定な状態に置かれることが課題であった。
- このため、平成29年に生産緑地法が改正され、申出基準日より前に所有者等の意向を踏まえ、特定生産緑地に指定することで、買取申出が可能となる期日を10年延長する制度が創設された。  
（※平成3年以前の旧生産緑地法により指定された生産緑地は対象外）

 **引き続き、生産緑地が保全され良好な都市環境の形成を図ることができる**

## 特定生産緑地に指定する場合・しない場合

	指定する場合	指定しない場合 (生産緑地は継続)
固定資産税等の評価	・農地評価・農地課税	・5年間で段階的に宅地並み課税まで上昇
相続税の納税猶予	・納税猶予あり (終身営農で免除)	・納税猶予なし (現世代の納税猶予のみ終身営農で免除)
買取申出 (生産緑地の解除)	・主たる従事者の死亡又は故障 ・特定生産緑地指定から10年経過	・いつでも買取申出が可能
肥培管理	・特定生産緑地及び生産緑地に指定されている限り、建築物の制限や肥培管理義務等がある	
継続	・10年毎の特定生産緑地の指定の手続により可	・申出基準日以降の指定は不可

## 特定生産緑地指定の流れ

